

○沖縄県警察運営総合対策委員会に関する訓令

(昭和47年11月13日沖縄県警察本部訓令第92号)

改正 昭和49年4月1日訓令第8号	昭和56年4月13日訓令第15号
昭和60年4月1日訓令第12号	昭和61年3月31日訓令第5号
昭和63年3月28日訓令第3号	平成3年3月30日訓令第4号
平成4年2月14日訓令第2号	平成4年4月28日訓令第13号
平成4年8月18日訓令第19号	平成5年7月23日訓令第12号
平成7年3月22日訓令第5号	平成8年3月31日訓令第4号
平成13年10月1日訓令第11号	平成14年5月24日訓令第12号
平成16年7月29日訓令第14号	平成16年7月29日訓令第15号
平成20年12月24日訓令第19号	平成27年3月6日沖縄県警察本部訓令第4号
平成29年3月31日沖縄県警察本部訓令第8号	平成30年3月30日沖縄県警察本部訓令第11号
平成31年3月29日沖縄県警察本部訓令第13号	令和2年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号
令和3年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号	

(設置)

第1条 沖縄県警察の運営について、総合的に研究、審議、推進するため、沖縄県警察本部（以下「警察本部」という。）に沖縄県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長及び委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

(1) 委員長 警察本部長

(2) 委員 警察本部の部長及び九州管区警察局沖縄県情報通信部長

(委員会の運営)

第3条 委員会は、委員会が必要と認めたときに開催するものとする。

2 委員長は、必要により委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務は、警察本部警務部警務課において処理するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、他の部課に処理させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に次の各号に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 制度部会

(2) 教養部会

(3) 生活安全対策部会

(4) 地域対策部会

(5) 刑事対策部会

(6) 交通対策部会

(7) 警備対策部会

(8) 警察通信連絡部会

(9) その他委員長が必要と認めた部会

- 2 部会の構成及び庶務担当課は、別表のとおりとする。
- 3 部会長は、部会を主宰し、委員長の命じた事項について、資料の収集、調査研究、審議し、その結果を委員長に報告するものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会構成員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(分科会)

第6条 部会長は、部会の事務を処理するため分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成、運営その他必要な事項は部会長が定める。
- 3 分科会は、部会長から下命された特定事項について、資料の収集、調査研究、審議し、部会長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和47年11月13日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日訓令第8号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月13日訓令第15号）

この訓令は、昭和56年4月15日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日訓令第12号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日訓令第5号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月14日訓令第2号）

この訓令は、平成4年2月14日から施行する。

附 則（平成4年4月28日訓令第13号）

この訓令は、平成4年4月28日から施行する。

附 則（平成4年8月18日訓令第19号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 23 日訓令第 12 号）

この訓令は、平成 5 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 22 日訓令第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、警務部の次席職及び警察署の次長職の廃止に関する部分については平成 6 年 4 月 1 日、防犯部及び派出所の名称変更並びに警察本部の部の規定順の変更に関する部分については平成 6 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 1 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 24 日訓令第 12 号）

この訓令は、平成 14 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 29 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 16 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 29 日訓令第 15 号）

この訓令は、平成 16 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日訓令第 19 号）

この訓令は、平成 20 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 6 日沖縄県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日沖縄県警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日沖縄県警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

専門部会の構成及び庶務担当課

様式

[別紙参照]